

8 地盤環境関係データ

■概要

(1) 地盤沈下 (2023年)

地盤変動量 : 前年と比較して最大隆起 2.91 mm (大阪市)
前年と比較して最大沈下 1.82 mm (東大阪地域)
地下水位 : 前年と比較して最大上昇 0.95 m (北摂地域)
前年と比較して最大下降 0.08 m (大阪市)
地下水採取量 : 23.9 万m³/日 (昭和40年当時の約3分の1以下)
許可井戸 : 工業用水法の指定地域内における井戸状況
新規 2 件 廃止 1 件 合計 81 件

(2) 地下水汚染 (2023年度)

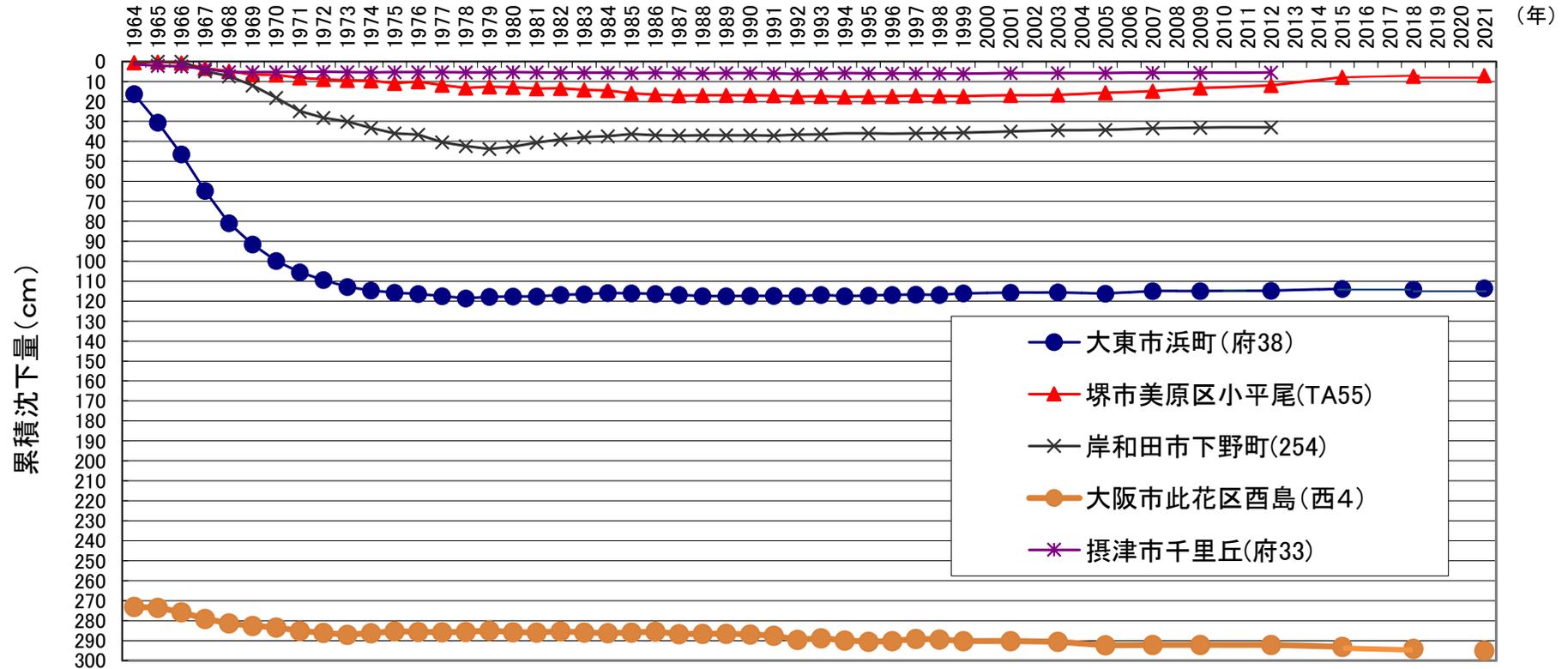
概況調査 : 66地点中 1 地点で生活環境保全目標を未達成
汚染井戸周辺地区調査 : 13地区中 2 地区で生活環境保全目標を未達成
継続監視調査 : 83地区 (102地点) 中41地区 (49地点) で
生活環境保全目標を未達成

(3) 土壌汚染 (2024年 3月31日現在)

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等 : 617件
〔大阪市(335)、堺市(56)、岸和田市(2)、豊中市(33)、吹田市(31)、高槻市(28)、枚方市(24)、茨木市(13)、八尾市(9)、寝屋川市(1)、東大阪市(18)、貝塚市(1)、富田林市(4)、松原市(3)、池田市(5)、箕面市(1)、泉大津市(2)、和泉市(1)、河内長野市(1)、大東市(2)、柏原市(4)、高石市(14)、門真市(3)、藤井寺市(1)、泉南市(2)、交野市(2)、摂津市(6)、守口市(4)、羽曳野市(1)、四條畷市(1)、岬町(9)〕

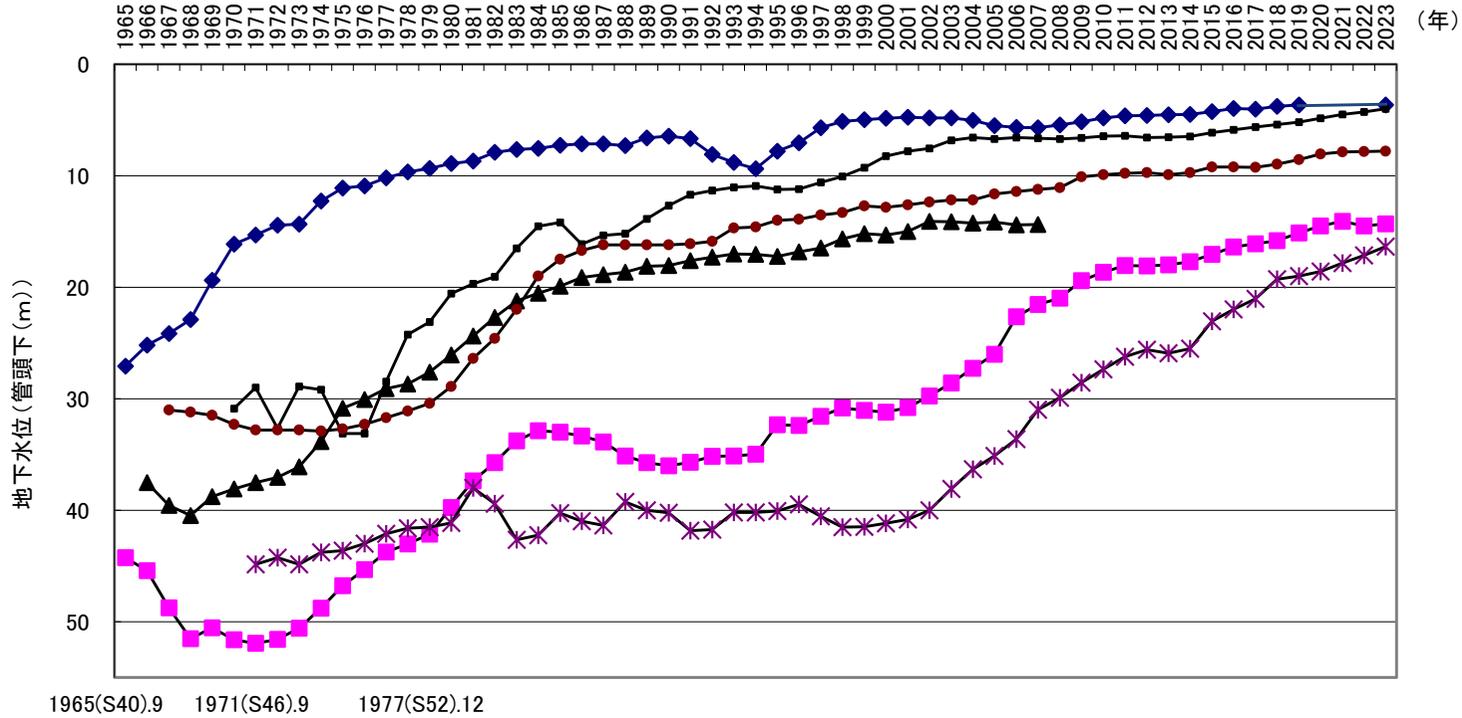
大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要措置管理区域等 : 30件
〔大阪市(9)、堺市(13)、高槻市(1)、枚方市(1)、泉大津市(1)、松原市(2)、門真市(1)、大東市(1)、交野市(1)〕

8-1 地盤沈下の推移



注) 阪神地区地盤沈下調査広域水準測量(1999年から2009年までは隔年実施。それ以降は3か年毎に測量実施)の一環として測量したもののうち、主な地点の地盤沈下の推移を示しています。

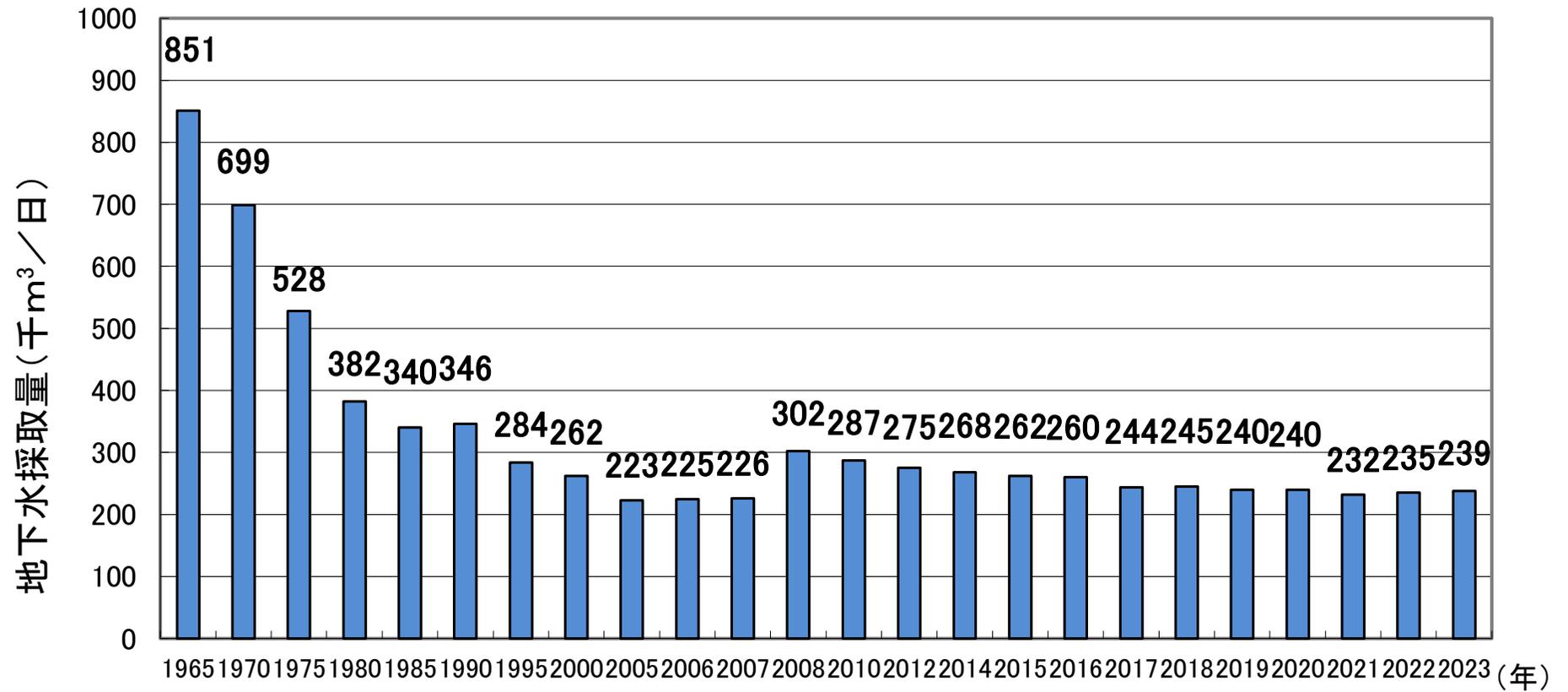
8-2 地下水位の推移



1965(S40).9 1971(S46).9 1977(S52).12

工 水 法	工 水 法	府 条 例	工 水 法	
北 摂 地 域 指 定	東 大 阪 地 域 指 定	東 大 阪 地 域 指 定	泉 州 地 域 指 定	<p>(注)</p> <p>1 府内の地盤沈下観測所における観測結果。</p> <p>2 グラフは各年の1月から12月までの平均値の推移を示しています。</p> <p>3 年月は法令等の公布年月を示しています。</p> <p>4 堺B-3観測所は、観測所の配置見直しにより、2008年度(平成20年度)より休止しています。</p> <p>5 豊中観測所は、2020年度(令和2年度)から2022年度(令和4年度)まで休止、2023年度(令和5年度)より観測再開しています。</p>

8-3 地下水採取量の推移



※採取量は条例改正に伴い、2008年(平成20年)から府内全域に対象を拡大し、把握しています。

8-4 工業用水法に基づく許可井戸（揚水設備）の状況

（単位：本）

区 分	2022年12月31日現在 井戸本数	2023年		2023年12月31日現在 井戸本数
		許可井戸	廃止井戸	
大 阪 市 域	0	0	0	0
北 摂 地 域	60	2	0	62
東 大 阪 地 域	19	0	1	18
泉 州 地 域	1	0	0	1
合 計	80	2	1	81

8-5 地盤沈下対策としての工業用水の給水状況

(令和5年度)

区 分	給水事業所 (工場)	年間給水量 (m ³)
北 大 阪 地 域	70	7,926,869
東 大 阪 地 域	97	4,192,835
泉 州 地 域	104	5,717,702
合 計	271	17,837,406

(参考) 大阪広域水道企業団工業用水道事業は、以下のとおり、産業基盤整備及び地盤沈下対策事業を行っている。

・ 産業基盤整備事業

1次工業用水道事業 (堺臨海造成地、堺市、東大阪市、門真市の各一部：昭和34年度～昭和37年度)

2次工業用水道事業 (堺泉北臨海造成地：昭和36年度～昭和45年度)

東・南部工業用水道継続事業 (泉佐野市、田尻町、泉南市の各一部：昭和62年度～平成6年度)

・ 地盤沈下対策事業

3次工業用水道事業 (北摂地域：昭和38年度～昭和45年度)

4次工業用水道事業 (東大阪地域、堺市(一部)：昭和39年度～昭和45年度)

5次工業用水道事業 (泉州地域：昭和51年度～昭和54年度)

(※) 現在では上記の事業名称は使っておりません。

8-6 地下水質概況調査生活環境保全目標未達成地点

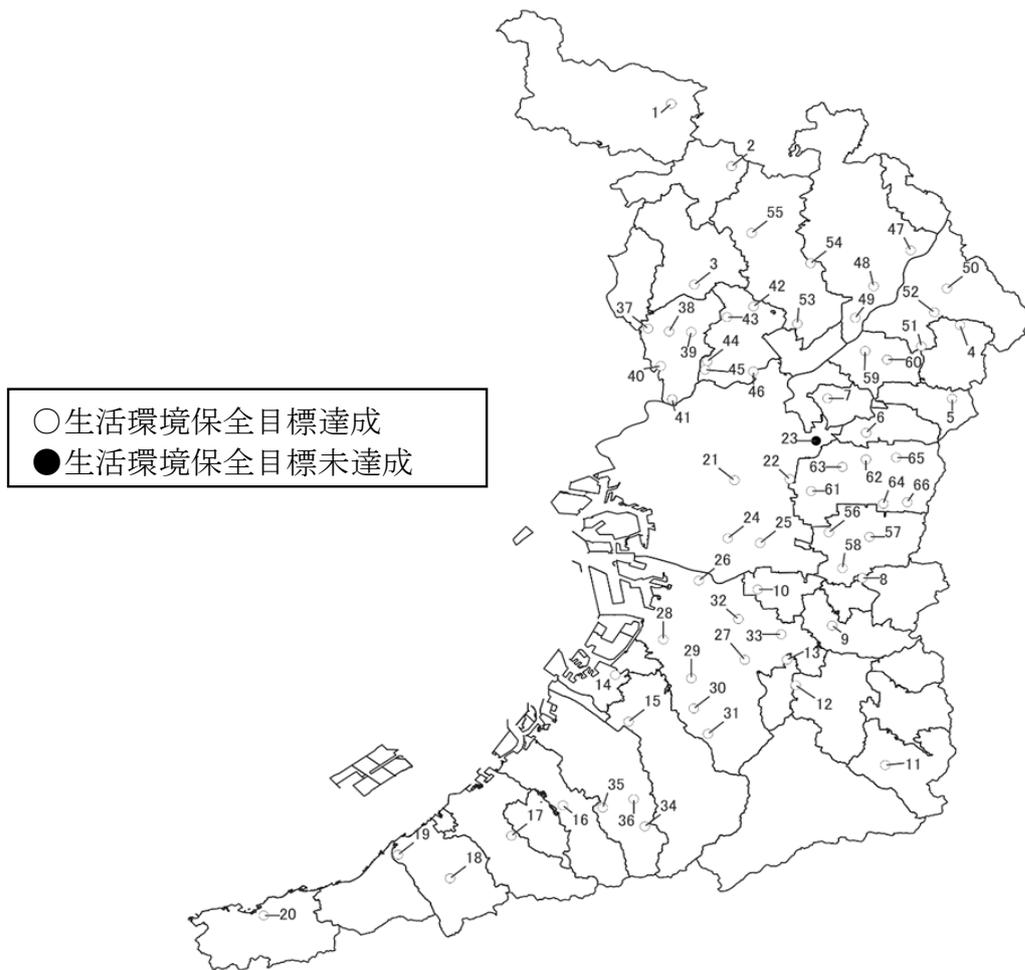
(2023年度)
(単位：mg/L)

測定地点		未達成項目	検出濃度	生活環境保全目標
地点番号	所在地			
23	大阪市鶴見区諸口	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.0026	0.002

(注) 地点番号は測定計画に定めた番号を表します。

8-7 地下水質概況調査測定地点図

(2023年度)



「国土数
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を
加工して作成

8-8 2023年度地下水質汚染井戸周辺地区調査結果

番号	地区名 (汚染井戸 の所在地)	汚染井戸の概要			汚染井戸周辺地区調査結果				
		調査年度 調査の種別	項目	検出濃度 (mg/L)	調査井戸数	環境基準超 過井戸数	項目	最高濃度 (mg/L)	備考
1	阪南市 尾崎町	令和5年度 自主的な調査	ふっ素 砒素	0.95 * 0.006	3 (0)	1 (0)	ふっ素 砒素	1 * 0.008	事業者による継続監視
2	摂津市 東別府	令和5年度 自主的な調査	六価クロム	0.038 *	2 (0)	0 (0)	六価クロム	< 0.01	
3	四條畷市 下田原	令和5年度 概況調査	ふっ素	0.43	5 (0)	0 (0)	ふっ素	< 0.08	当該地区周辺の専用水道 において定期的に水質を 監視
4	岬町 多奈川谷川	令和5年度 自主的な調査	砒素	0.014 *	1 (0)	0 (0)	砒素	0.002	概況調査により監視
5	大阪市 東淀川区 大道南	令和4年度 概況調査	NO3-, NO	15 *	1 (0)	1 (0)	NO3-, NO2	14 *	発端井戸のみ調査 継続監視へ移行
6	大阪市 此花区 島屋	令和4年度 概況調査	ふっ素	0.6	1 (0)	0 (0)	ふっ素	0.42	発端井戸のみ調査 調査終了
7	堺市 堺区 北清水町	令和5年度 概況調査	CE 1,1-DCE 1,2-DCE TCE PCE	< 0.0002 < 0.002 0.01 0.004 0.0043	3 (0)	0 (0)	CE 1,1-DCE 1,2-DCE TCE PCE	0.0002 < 0.002 < 0.004 < 0.001 < 0.0005	
8	豊中市 名神口	令和4年度 自主的な調査	砒素 ほう素 ふっ素	0.088 * 0.61 0.57	1 (0)	0 (0)	砒素 ほう素 ふっ素	< 0.005 0.08 0.24	現在発端井戸の利用は中止
9	豊中市 服部南町	令和5年度 自主的な調査	ふっ素	0.47	2 (0)	0 (0)	ふっ素	0.12	
10	吹田市 岸部中	令和5年度 法に基づく調査 (土壌詳細調査)	TCE PCE 1,2-DCE	0.006 0.093 * 0.016	3 (0)	0 (0)	TCE PCE 1,2-DCE 1,1-DCE CE BMC	< 0.001 < 0.001 < 0.004 < 0.002 < 0.0002 < 0.001	汚染土壌を掘削除去
11	吹田市 江の木町	令和5年度 法に基づく調査 (土壌詳細調査)	砒素	0.007	2 (0)	0 (0)	砒素	< 0.002	
12	吹田市 南吹田	令和2年度 自主的な調査	セレン	0.025 *	4 (0)	0 (0)	セレン	< 0.002	
13	枚方市 上野	令和5年度 自主的な調査	ふっ素	3.1 *	6 (0)	0 (0)	ふっ素	0.1	周辺地区調査継続中

注)

1 汚染井戸：汚染井戸周辺地区調査の契機となった調査が行われた井戸

2 調査の種別について

自主的な調査：事業者等による自主的な地下水調査

概況調査：水質測定計画に基づく概況調査

法に基づく調査：土壌汚染対策法・水道法等に基づく調査

3 「*」は、環境基準を超過していることを表しています。

4 「<」は、環境基準又は水道水質基準に定められている測定方法で測定した結果、定量が可能な最小濃度（定量下限値）を下回っていることを表しています。

5 () 内は、飲用井戸数（内数）を表しています。

6 項目欄の略称は、以下の項目を表しています。

CE：クロロエチレン TCE：トリクロロエチレン PCE：テトラクロロエチレン BMC：1,1,2-トリクロロエタン
1,2-ジクロロエチレン 1,1-DCE：1,1-ジクロロエチレン NO3-、NO2-：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

8-8 地下水質汚染井戸周辺地区調査実施地区図

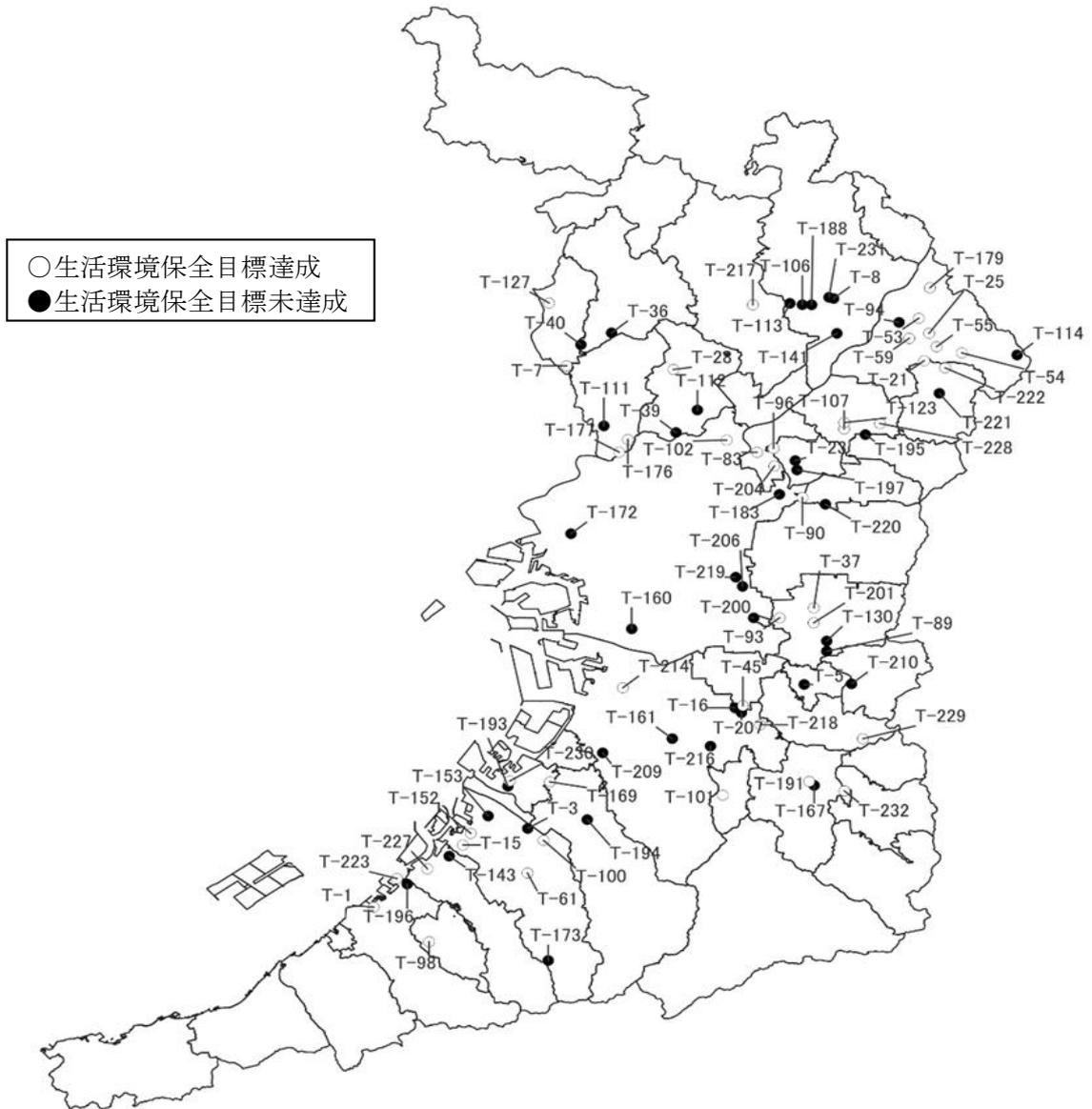
(2023年度)



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を加工して作成

8-9 地下水質継続監視調査測定地区図

(2023年度)



加工して作成

8-10 土壤汚染対策法の施行状況

(2023年度末現在)

項目	所管												
	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	370	991	86	34	65	311	59	74	230	60	35	89	2404
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	73	291	34	9	14	27	18	18	20	26	21	38	589
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数	325	669	93	37	53	255	49	71	228	46	24	59	1909
法第3条第7項に基づく土地の形質の変更届出件数	37	1	23	0	3	12	3	8	7	0	6	1	101
法第3条第8項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	37	1	21	0	3	13	3	8	7	0	5	1	99
法第3条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数	53	153	31	3	10	16	9	12	14	10	6	15	332
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数	1403	951	424	94	188	343	404	322	264	169	148	230	4940
法第4条第2項に基づく調査結果報告件数	54	67	26	1	8	17	24	19	7	2	15	13	253
法第4条第3項に基づき調査命令を発出した件数	22	24	8	0	5	9	17	22	4	1	1	3	116
法第4条の調査結果により、要措置区域等に指定された件数	26	71	20	0	8	16	24	19	7	2	2	12	207
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等に指定された件数	70	303	52	0	33	17	24	32	10	6	0	8	555

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壤汚染対策法政令市 11市（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）を除く市町村（大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む）における件数を表しています。

8-11 大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策）の施行状況

（2023年度末現在）

項目	所管													計
	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市		
条例第81条の4に規定する有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	71	18	29	5	2	7	12	7	4	6	6	4	171	
条例第81条の4、5及び6に規定する土地の利用履歴等調査結果報告書受理件数	1,921	1,380	597	131	276	422	479	440	326	210	217	290	6,689	
条例第81条の4、5及び6に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	102	92	35	6	10	25	29	24	9	17	21	20	390	
上記調査の結果、基準超過し要措置管理区域等に指定された件数	15	12	16	0	0	5	4	2	0	1	2	1	58	
条例第81条の4及び6のただし書に基づき確認を行った件数	65	26	33	3	2	3	20	12	3	3	4	3	177	
条例第81条の21の4の3に基づく区域指定申請により、要措置管理区域等に指定された件数	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壌汚染対策法政令市11市（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）を除く市町村

（大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む）における件数を表しています。